

「ろうあ者相談員」アンケート

1. あなたのことについてお尋ねします。県名を記入し、該当するのものを付けてください。

勤務地の都道府県名(政令指定都市を含む) _____ 県(市)

性別 男・女

年齢 20代 30代 40代 50代 60代

2. あなたの勤務条件についてお尋ねします。該当するものを付けてください。

1	勤務先	a 県 b 市町村 c 福祉事務所 d 更生相談所 e 情報提供施設 f 聴覚障害者協会 g その他() 勤務先名称()		
2	任命権者 (雇用主)	a 県知事 b 市町村長 c 社会福祉法人 d 聴覚障害者協会(社会福祉法人以外) e 社会福祉協議会 f その他()		
3	身分	a 事務吏員 b 正職員 c 嘱託 d その他()		
4	勤務形態	a 専任 b 兼務	a 常勤 b 非常勤(週 日)	a 外勤 可 b 外勤 不可
5	現在 持っている資格	a 社会福祉士 b 介護福祉士 c 手話通訳士 d 言語聴覚士 e 社会福祉主事 f 介護支援専門員 g その他()		
6	経験年数	a 1年未満 b 3年未満 c 5年未満 d 10年未満 e 10年以上 f 20年以上		

3. 相談件数は年間どの位ありますか。空欄に数字を入れてください。

平成16年4月～平成17年3月までの、延べ相談件数 _____ 件

内訳 1. 来所 _____ 件
2. 訪問 _____ 件
3. 同行 _____ 件
4. 電話 _____ 件
5. 電話以外の通信 _____ 件
6. その他) _____ 件

4. 相談分野で多いもの3つに を付けてください。

- | | | |
|-----------|----------|--------------------|
| 1. 貧困・低所得 | 5. 家計 | 9. 子育て |
| 2. 差別・人権 | 6. 就業・労働 | 10. 財産・相続・遺言 |
| 3. 医療・健康 | 7. 犯罪・非行 | 11. 近隣・知人・職場等の人間関係 |
| 4. 年金 | 8. 介護 | 12. 家族関係 |

13. 施設での処遇
14. 虐待・暴力
15. 金銭・消費・契約
16. 法律関係
17. 生きがい
18. その他()

5. 相談経路として多いもの3つに を付けてください。

1. 本人 P O 等)
2. 家族 8. 民生委員・児童委員 14. その他の行政機関
3. 親戚 9. ホームヘルパー 15. 社会福祉協議会
4. 友人 10. 介護支援専門員 16. 民間事業者
5. 隣人・知人 11. 福祉施設 17. その他()
6. 自治会委員や福祉委員 12. 医療機関
7. 地域のボランティア団体・N 13. 行政(福祉事務所や福祉課

6. ろうあ者相談員としての専門的な研修の保障はありますか。

1	全国ろうあ者相談員研修会	a 全額出張 b 一部出張扱い c 自費参加 d その他()
2	ケアマネジメント従事者研修	a 全額出張 b 一部出張扱い c 自費参加 d その他()
3	社会福祉主事取得	a 全額出張 b 一部出張扱い c 自費参加 d その他()
4	その他の研修	a 全額出張 b 一部出張扱い c 自費参加 d その他() 研修会の名称()

7. 自治体等にろうあ者相談員の(名称が違っていても聴覚障害者相談に関する)制度はありますか。

(制度とは、「施設等において相談援助業務に従事する者を設置しなければならない」とされている制度)

1. ある あれば要綱の提出をお願いします。
2. ない

8. ろうあ者相談員は当事者でなければならないという理由はありますか。その理由をお書き下さい

1. ある 理由

2. ない 理由

9. 別紙の「聴覚障害者福祉士(仮称)」制度創設についてどう思われますか。ご意見をお書き下さい。

ありがとうございました。

1. 厚生労働省への2005年1月の提言(意見)

「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」に対する要望・提案

財団法人 全日本ろうあ連盟

本文書は、下記 1 の理念を前提として、「今後の障害保健福祉施策について(改革のグランドデザイン案)」に対し、手話通訳事業(コミュニケーション支援事業)のあり方を中心に要望・提案するものです。

1～4省略

5. ろう者相談員の位置づけ

介護、相談、調整場面におけるコミュニケーション支援は、ろう者相談業務と重なる部分も多いところから、ろう者相談員の位置づけることが重要である。しかし、ろう者相談員については、以下の課題があります。

地方自治体においてろう者相談員に対する理解がなく2003年度では全国で179人しか設置されていないこと。

資格に関する明確な基準がなく、地方の聴覚障害者団体の要望を理解する地方自治体によって設置されてきた経過があり、全国的な制度とするための要望も実現していないこと。

これらの課題を克服するためには、ろう者相談員は将来は公的資格として行政が認知すべきです。しかし、当面の間は、明確な基準を作成して、それに見合う専門性を証明するために、聴覚障害者の全国組織が認定する「聴覚障害者福祉士(仮称)」を容認するなどの対応が考えられます。

この聴覚障害者福祉士(仮称)は、介護領域における相談、調整業務及びコミュニケーション支援に関する相談業務を担うこととなります。

以上の根拠と理由により、当連盟としてグランドデザイン案の地域生活支援事業における手話通訳事業は、安定した財源確保と利用者負担のない制度とするよう要望します。

また、介護保険・障害福祉サービス法(仮称)における聴覚障害者へのコミュニケーション支援に関しては各制度の中で活用でき、負担されるよう要望いたします。

2. 平成16年度 聴覚障害者生活支援業務従事者研修 第一分科会基調報告

「聴覚障害者の暮らしとは」

1～8省略

9. ろう者相談員の位置づけと今後の考え方

全日本ろうあ連盟は今年1月に厚生労働省に対し、下記の意見を提言した。

1. 地方自治体においてろう者相談員に対する理解がなく、2003年度では全国で179人しか設置されていないこと。

2. 資格に関する明確な基準がなく、地方の聴覚障害者団体の要望を理解する地方自治体によって設置されてきた経過があり、全国的な制度とするための要望も実現していないこと。

3. コミュニケーション等支援専門員(仮称)の創設構想に伴い、専門性を証明するために、聴覚障害者の全国組織が認定する「聴覚障害者福祉士(仮称)」を容認するなどの対応が考えられる。この認定は、介護領域における相談、調整業務及びコミュニケーション支援に関する相談業務を担うことになる。

以下省略